

一般廃棄物処理業許可証（収集運搬業）

住所、氏名（法人にあつては主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び設立年月日）	広島県広島市安佐北区可部町大字桐原822番地 株式会社EBSカンパニー 代表取締役 岡本 直樹 平成30年12月3日
取扱廃棄物の種別	一般廃棄物（可燃物） （積み替え・保管なし）
作業区域	雲仙市内
許可期限	令和6年8月27日 から 令和8年8月26日 まで

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により令和6年8月13日付け申請の一般廃棄物処理業の件、下記条件を付して許可する。

令和6年8月27日

雲仙市長

金澤 秀三



許可条件

1. 収集運搬時は、廃棄物が飛散しないよう十分注意すること。
2. 本件の許可を与える収集運搬業を第三者に委託譲渡してはならない。
3. 毎月取扱数量を別紙様式により、翌月10日までに報告すること。
4. 期限が過ぎた許可証は雲仙市環境政策課へ返却すること。
5. 上記各号に掲げる許可条件に違反した場合には、許可を取消すものとする。
6. 許可証の有効期限が満了するときは、その日から10日前までに許可申請書を提出しなければならない。

【裏面あり】